

新型コロナウイルス感染者発生時のフローチャート（入所系）

1. 感染者(陽性者)の探知

※利用者・職員が陽性になった場合、必ず連絡が入る体制を構築しておく。

2. 初動対応

(1) 第一報

- 管理者へ報告
- 施設内・法人内の情報共有
- 指定権者への報告
- 家族への報告(入所者が陽性判明の場合)

(2) 感染者の状況把握・共有

- 発症日の確認
- 推定感染源の確認
- 嘱託医・主治医へ報告/相談
- 家族・支援者との情報共有

(3) 有症状者の確認・対応

- 体調不良者の確認
- 有症状の利用者の個室隔離及び検査受検(Drへ対応相談)
- 有症状の職員の医療機関受診

(4) 消毒・清掃等の実施

- 場所(居室、共用スペース等)、方法の確認

原則自宅/施設療養

医療が必要な場合のみ入院[※]

※必ず主治医より宮古病院Drへ相談

陽性

3. 検査

※接触者を広めに検査

- 探知直後の初期スクリーニング
- 初期スクリーニングから3~4日後の再スクリーニング
- 必要に応じて再スクリーニング検査実施

※入所者が陽性になった際の対応は、事前に嘱託医・主治医等と検討
※隔離解除目的のスクリーニング検査は推奨しない!

陰性

入所継続
対応方法要検討

4. 系列事業所の運営方針の検討

- 併設サービスの休業(感染拡大防止目的を含む)
- 必要時系列事業所からの人手確保を検討(人員不足になる事を見込み事前に準備)

5. 感染拡大防止体制の確立

(1) 暴露リスク者への対応

<入所者>

- 健康観察の徹底
 - 個室隔離、生活空間・動線の区分け
 - ケアの実施内容・実施方法の確認・決定
- <職員>
- 自宅待機又は勤務前の抗原検査実施 等

感染対策不十分での接触者
例:入浴介助、食事介助、
機能訓練、隣の席等

(2) 職員の確保

- 施設内での勤務調整、法人内での人員確保

(3) 防護服、消毒液等の確保

- 在庫量・必要量の確認
- 調達先・調達方法の確認

(4) 情報共有

- 事業所内・法人内での情報共有
- 入所者家族、関係者(ケアマネ等)との情報共有
- 指定権者との情報共有

(5) 業務内容の調整

- 提供サービスの検討(継続、変更、縮小、中止)

(6) 過重労働・メンタルヘルス対応

- 労務管理
- 長時間労働対応
- 相談窓口

(必要時) 保健所との連携

- 状況・経過の共有
- 集団発生時の報告
- 感染対策の指示を仰ぐ

5類移行に伴う変更点 (R5.5.8~)

新型コロナウイルス感染症は、R5/5/8より「5類感染症」に移行しました。今後、施設内で患者が発生した場合は「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の通知に基づき、報告基準を満たした場合、指定の様式にて保健所へ報告をお願いいたします。